

## 議案第79号

### 大阪府市ＩＲ事業評価委員会の共同設置に関する協議について

大阪府市ＩＲ事業評価委員会を大阪府と共同して設置するため、次の規約案により協議する。

#### 大阪府市ＩＲ事業評価委員会共同設置規約案

##### (設置)

第1条 大阪府及び大阪市（以下「府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）に基づき夢洲地区において実施される設置運営事業（法第2条第3項に規定する設置運営事業をいう。）に係る認定区域整備計画（同条第2項に規定する認定区域整備計画をいう。以下同じ。）の実施の状況の評価等をするため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関を共同して設置する。

##### (名称)

第2条 前条の附属機関は、大阪府市ＩＲ事業評価委員会（以下「ＩＲ事業評価委員会」という。）という。

##### (執務場所)

第3条 ＩＲ事業評価委員会の執務場所は、大阪市中央区大手前二丁目大阪府庁内とする。

##### (所掌事務)

第4条 ＩＲ事業評価委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 認定区域整備計画の実施の状況の評価に関する事項の調査審議に関すること。
- (2) 法第10条第2項の区域整備計画の認定の更新及び法第35条第1項第2号の区域整備計画の認定の取消しの申請に関する事項の調査審議に関すること。
- (3) 認定区域整備計画の変更に関する事項（大阪府知事（以下「知事」という。）及び

大阪市長（以下「市長」という。）が指定する事項に限る。）の調査審議に関すること。

（組織）

第5条　IR事業評価委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第6条　IR事業評価委員会の委員は、知事及び市長が協議により定める候補者について、知事が選任する。

2　知事は、IR事業評価委員会の委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（委員の任期）

第7条　IR事業評価委員会の委員の任期は、2年以内とする。

2　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第8条　IR事業評価委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3　第6条の規定は、専門委員について準用する。

（委員長及び副委員長）

第9条　IR事業評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は、IR事業評価委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条　IR事業評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 IR事業評価委員会の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 IR事業評価委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(IR事業評価委員会の招集の特例)

第11条 委員長は、緊急の必要があり IR事業評価委員会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い合わせ、IR事業評価委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(部会)

第12条 IR事業評価委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果をIR事業評価委員会に報告する。

(負担金)

第13条 IR事業評価委員会に要する経費は、府市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び市長の協議により定めるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による負担金を大阪府に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期については、知事及び市長が協議して定める。

(予算)

第14条 IR事業評価委員会に関する予算は、大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第15条 知事は、IR事業評価委員会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない。

(委員及び専門委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第16条 大阪府は、IR事業評価委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、大阪府が制定し、又は改廃したときは、市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第17条 IR事業評価委員会の庶務は、IR推進局において行う。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、IR事業評価委員会の所掌事務に関し必要な事項は、知事及び市長が協議して定める。

#### 附 則

この規約は、府市の条例の規定によりIR事業評価委員会が置かれる日から施行する。

令和4年2月25日提出

大阪市長 松井一郎

#### 説 明

特定複合観光施設区域整備法に基づき夢洲地区において実施される設置運営事業に係る認定区域整備計画の実施の状況の評価等をするための市長及び知事の附属機関を大阪府と共同して設置するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(協議会の設置)

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4-6 省 略

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第174条第1項に規定する専門委員又は第200条の2第1項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 省 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合について、同条第4項の規定は第1項の場合について、それぞれ準用する。